

名寄市病院事業会計規程：新旧対照表

改正後	改正前
<p>(請求書等の要件)</p> <p>第31条 請求書には、債権者をして、次に掲げる事項を記載させなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難と認める場合は、支払伝票を請求書に代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 請求年月日</p> <p>(4) <u>発行責任者並びに担当者の職氏名及び連絡先</u></p> <p><u>2 請求書を次に掲げる方法により提出した場合であって、前項第4号の事項が明白であるときは、その記載を要しない。</u></p> <p>(1) 持参した場合</p> <p>(2) 郵送した場合</p> <p>(3) 電子メールによる送信</p> <p><u>3 請求書は紙のほか、管理者が認める電磁的記録により提出することができる。</u></p> <p>(領収書の徴収)</p> <p>第38条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(請求書等の要件)</p> <p>第31条 請求書には、債権者をして、次に掲げる事項を記載させなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難と認める場合は、支払伝票を請求書に代えることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 請求年月日及び<u>請求印</u></p> <p><u>2 請求者が法人等の場合は、請求印として職印、法人等の印、又は電子印等のいずれかを押印することとする。ただし、サインを習慣とする外国人の場合はサインを請求印とみなす。</u></p> <p>(領収書の徴収)</p> <p>第38条 (略)</p> <p><u>2 債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由で改印を申し出たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 企業出納員は、前項ただし書の申出があったときは、改印を証明する書類その他債権者であることを確認し得る書類を徴しなければならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>